

大正期(1912年-1926年)における高配当政策の検証及び政策研究 2社の配当推移と配当政策の観点を中心に

政策研究科博士課程 佐野 義彦

要旨

近年、会社が行う配当の配当率や配当性向において、配当率は一定の傾向であり、配当性向は低率の傾向にある。このような中、日本の株式会社の経済学・経済史学の史実をもとに、著しく配当率や配当性向が高かった時代を探った。その結果、大正時代の配当率等が、非常に高く活発的であったのである。このことから、この時代の政策を参考にすれば現代の配当率や配当性向などの配当政策を活発化できるのではないかと考えた。本稿では、大正時代の会社をサンプリング対象とし2社の配当率及び配当性向を約16年間集計し、資料面から傾向を明らかにした。さらに、当時の商法及び税法などの推移を政策面から検討した。

実際に集計すると、大正9年を境に会社として大きな配当政策の転換が確認できた。それは、配当に対し利益を上限とした利益配分の思考から、資本金に対し一定率の配当を支払う思考へと変化したことであった。例えば、大株主へ配当金を通じ、資本金の一部を配当すればよいことと経営者が考えたことである。つまり、会社の経営者からすると資本金を借入金の元金ととらえ、資本金に対し一定率の利子を払うことと同様の行為となり、負債と資本の性質に対し変化が起こった。その後、第一時大戦後の不景気後には、資本依存の体制から社債などの借り入れ依存へと変化していった。

これらの変化について、経済環境の高低によるものだけでなく政策による後押しがあるのではないかと推察した。本論文では、大正時代の2社の

配当政策の推移とその当時の会社に対する商法及び税法の影響を明らかにした。

Key Word：大正時代、配当率、配当性向、会計、所得税法、法人税法

【目次】

第1章 研究の目的及び研究手法	13
第1節 研究目的	13
第2節 研究手法	14
第2章 大正期における2社の大企業の配当動向の検証	14
第1節 社会的背景と経済体系	14
第2節 資料による2社の配当動向の検証	14
第3節 資料による解明	16
第3章 政策的見地による検証	17
第1節 商法及び資金調達の変化	17
第2節 大正時代の会計	19
第3節 大正時代の株主構成の変化の影響と配当政策	21
第4節 大正時代の税制の変遷	22
第5節 1920年(大正9年)の社会情勢	24
第4章 結論	24
参考文献	25

第1章 研究の目的及び研究手法

第1節 研究目的

大正時代(1912年-1926年)の経済史学において会社の配当率及び配当性向が高かったことを指摘¹しているが、その要因について、多数出資者

1 西川俊作・阿部武司編『産業化の時代 上』岩波書店1990年 P.392

「多数出資者を擁する会社ほど、同族所有の合名・合資会社に比べて、配当率・配当性向(当期利益にしめる配当の割合)が高い」

と同族会社による株主構成の相違の主張による配当率及び配当性向の高さの傾向を説明しているが、大正期に大きく発展した紡績事業や海運業の配当率²及び配当性向³を集計すると、主張のとおりであることを確認することができた。また、税制改正が、配当率及び配当性向に影響を与えた事実も確認できた。その要因について当時の経済史学を基底とし商法及び税法が、会社の配当支出行動に与えた影響を明らかにすることが、本稿の目的である。

大正時代の会社は、第一次世界大戦（1914年－1918年）の大戦景気によって工場の建設や造船製造に対し多額の投資をおこない多額の利益の実現を果たしていた。一方で当時の会社は、その利益の大半を配当へ支出していった。つまり、配当性向が高かった。しかし多額の利益が発生したからといって配当性向を高くする必要はないのである。なぜ、配当性向を高くできたのか、もしくは高くしなければならなかったのかを追及する必要がある。

そして、この時代を対象にする有用性は、配当率及び配当性向が明治時代から大正時代にかけて高かったのがこの時代である。配当支出行動の影響要因を解明すること、現代の配当性向の低い会社⁴を高くする一つの原因へ導くことができると考えた。さらに当時の多額の利益の支出経路をたどると利益に対する観点と配当金の性質の変化が確認できる。これらのことから大正時代を考察対象とする。

第2節 研究方法

本論文では、ケーススタディとして大正時代に大きく発展した業種である紡績業の東洋紡績と海運業の日本郵船をとりあげ配当率と配当性向の推移を示し、その当時の商法（主に会計制度）及び税法の改正を時系列に整理し、商法及び税法の改正による変化と配当率と配当性向の変化により論証を行う。

第2章 大正期における2社の大企業の配当動向の検証

第1節 社会的背景と経済体系

わが国の経済体系は、封建制度であった江戸幕府から資本主義を導入した明治時代に大きく変化を遂げた。しかし、明治時代は、中央集権国家確立のために多くの金銭を要し租税収入だけでは、運営を行うことができず国債の発行（内債及び外債）などの借金により行っていった。そのため借金の解消に非常に時間を要しさらに、軍拡主義により日清戦争、日露戦争と多額の軍費が重なっていた。これらの借金と軍費に一定の安定をみたのが大正時代であった。世界第一次大戦は、主にヨーロッパで戦われていたことから軍費も日露戦争ほどに要しなかったから、世界第一次大戦後は、諸外国に対し外債の発行に頼っていた状態が継続して負債国であった状態から解消され債権国へと逆転したのである。このように国と経済が、一定の安定がはかられ、かつ、経済の上昇がみられたのが大正時代であった⁵。

大正時代の会社は、第一次世界大戦の好景気により多くの利益を計上していた。また、経済の体制が、政商から財閥へと変化していった。紡績事業や輸出による海運事業などのための造船事業に多くの投資の必要性から、政商である個人での投資から財閥である集団の投資へかわっていったのである。大きな個人株主の状態から集団へと変化した。

第2節 資料による2社の配当動向の検証

ここでは、1915年（大正4年）から1940年（昭和15年）までの26年間を次の方法により集計し表にした。長期の集計により配当率や配当性向の傾向が、鮮明となる。また、商法及び税制制定の推移表とあわせて確認することにより当時の税制と会計についての変化とそれにとともなう配当率等の

2 払い込み資本金の平均に対して、支払配当金総額の割合を年率で示したもの

3 当期利益金のうち配当金の支払いに向けられた額の比率

4 日本経済新聞 2015年8月20日朝刊 上場企業全体の配当性向（平均）が直近で30%程

5 宮島英明『産業政策と企業統治の経済史』有斐閣2004年 PP.50-51

動向の変化が確認する。

検証対象 東洋紡績株式会社及び日本郵船株式会社

検証方法 資本金及び配当金を時系列に集計し傾向を把握する手法

1. 東洋紡績株式会社

遍歴

業種：紡績

設立：合併成立 1914年（大正三年⁶）

本社：大阪市北区堂島濱通二丁目八

株主数：1922年（大正11年）11月現在の株主数
10,433名

概略：日本の紡績業界の名門

配当率及び配当性向

配当率は、図1より1915年（大正4年）上期配

当率が16%であったものが、1918年（大正7年）上期配当率60%を最高に下落し大正10年配当率30%へ減少している。

配当性向では、東洋紡績の1915年（大正4年）上期83%から1916年（大正4年）下期48%を最低とし第一次世界大戦後の不景気から70-90%前後を推移している。

2. 日本郵船株式会社

遍歴

業種：船会社（海運運航船舶事業）

設立：1885年10月設立（明治18年⁷）

本社：東京市麹町区有楽町1丁目1番地

株主数：1922年（大正11年）11月現在の株主数
24,805名

概略：三菱財閥（三菱グループ）の中核企業であり、三菱重工とともに三菱グループの

図1

東洋紡績株式会社 配当率及び配当性向の推移表



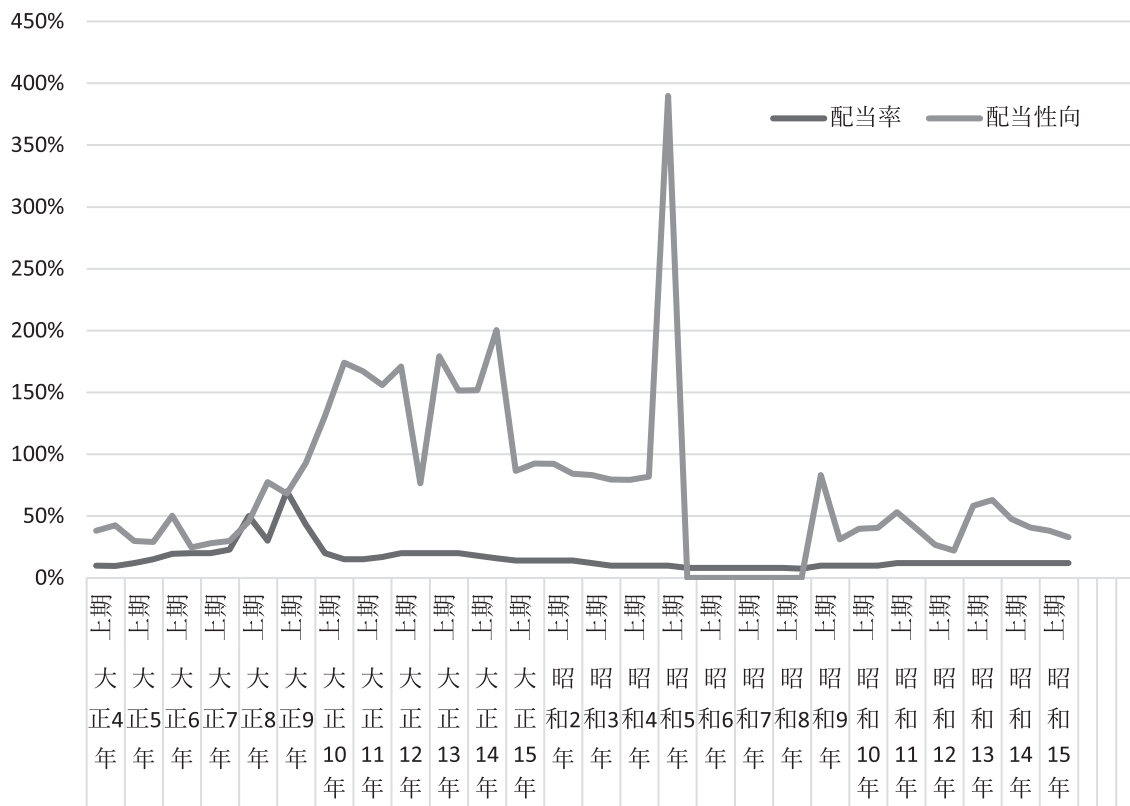
出所：『株式年鑑』より筆者作成

6 野村商店調査部『株式年鑑』 1923年（大正12年） P.344

7 野村商店調査部 前掲書 1923年（大正12年） P.646

図2

日本郵船株式会社 配当率及び配当性向の推移表



出所：『株式年鑑』より筆者作成

源流企業である。

配当率及び配当性向

配当率は、図2より1915年（大正4年）上期配当率が10%であったものが、1917年（大正6年）上期配当率71%を最高に下落し1920年（大正9年）下期配当率30%へ減少している。その後、配当率は、昭和を経ても上昇することなく下落傾向を継続するのである。

配当性向は、1915年（大正4年）上期38%から1916年（大正5年）下期29%を最低とし戦後不景気近辺を境に1924年（大正13年）上期179%を最高に70-80%前後で推移している。

第3節 資料による解明

資料、東洋紡績の配当率推移表及び日本郵船配当率推移表より概観すると配当率は、1915年（大正4年）より上昇し1920年（大正9年）頃より下

降することがわかる。その後の配当率については、ほぼ一定の割合である。これら2社を比較すると配当率が高率な時期である1918年（大正7年）前後では、配当性向は比較的低いことがわかる。そして、戦後の不景気以降（1920年）、配当率は低く推移するが配当性向は高いまま推移する。つまり、配当率を高率もしくは一定にするために配当性向を上下させている。

1910年（明治43年）から1920年（大正9年）の会社の株主構成の特徴として「閉鎖的所有を特徴としていた財閥系家族企業は、この第一次大戦期において企業組織に変更を加えるとともに、株式を一部公開して、外部資本の導入を始めるようになった⁸。」と、指摘があるように暫時少数の大株主構成から多数の小株主の構成へと変化した。当然、議決権においても株主と会社の関係が、多数の小株主へと希薄となった。したがって、会社

8 西川俊作・阿部武司編『産業化の時代 上』岩波書店1990年 PP.383-384

と株主の関係で配当を行うことについて、横並びの一般的な水準にすることが重要になった。

第一次世界大戦での好景気には、株主を満足させる配当の支払いが可能であり、かつ会社に利益を留保することを可能にした。戦後の不景気となると5%から20%の配当率をすることが、株価を維持するために必要になり、そのために会社の利益の大部分を流出する必要があると考えられるのである。

一方、第一次世界大戦による好景気での配当率70%（日本郵船株式会社 大正6年3月期）などは、昭和や平成でもほぼ確認することができない。配当率が高かった時期は、現在を含めこの時期のみであるといえる。会社の利益について、配当率と配当性向以外の制度の問題の関係性があるのではないかと推察することができる。

この時代をさかいにし配当に対する考え方と認識に大きな鮮明な変化が発生したと考えることができる。利益を株主に配当することは、利益を分配することで、その支出について利益の範囲の範疇であり、自由な利益の分配を行っていた。しかし、1920年（大正9年）頃から配当率を一定にする傾向が鮮明となった。

株式会社での資本金は、自己資本である。自己資本であっても増資や減資をおこない自己資本の増減調節が可能である。それは、他人資本である債務を増減させることの効果に近い。つまり、資本金に対して配当率を一定に維持することができない利益であれば、資本金を減少し、配当を行える水準にするのである。つまり、配当率が、非常に重要になり配当性向は、配当率を維持するための指標でしかないことへと傾いた。

会社の経営者が、配当に対して配当率を重要視することについて一つの指標にすることは重要である。しかし、配当率を維持することに注目してしまい配当性向を軽視する傾向については、利益を株主へ配当する努力の行為から利益に対する配当を一定率で支払うことへの変化であるから資本金を債務的思考へ変化させていることである。

配当を利益の範囲で支出することから資本金に対し一定率にする配当政策へ変化させたのであ

る。つまり配当に対する考え方が発生した利益を配分することから資本金に対し毎期一定の率を株主に金銭を分配することとなり、その性質は、配当を利息的思考へ変化したことがいえるのである。次に外的要因を政策的見地から考察を行う。

第3章 政策的見地による検証

第1節 商法及び資金調達の変化

大正時代の商法においては、明治時代の明治23年制定の旧商法から明治32年制定の新商法に追随するものであった。この制定に旧商法及び新商法の大きく異なることは、旧商法の設立免許主義に代わって準則主義が採用され株式譲渡の自由が明記され、無記名株式や優先株の発行が認められたことである⁹。その後、新商法では、1908年に発起人の責任の明確化、会社解散規定の厳密化がおこなわれている。これらの改正によって従来より会社の設立が容易になった。

商法での配当規制について、大正時代の改正商法290条1項において次のとおり規定されている。290条 利益の配当

- ① 利益の配当は、貸借対照表上の純資産額より次の金額を控除した額を限度として、実施することができる。
 - 一. 資本の額
 - 二. 資本準備金及び利益準備金の合計額
 - 三. その決算期に積み立てることを要する利益準備金の額
 - 四. 第286条の2（開業準備費の繰延）及び第286条の3（試験研究費及び開発費の繰延）の規定により貸借対照表の資産の部の計上した金額の合計額が、前二号（二号・三号）の準備金の合計額を超えるときはその超過額
 - 五. 資産について時価を附した場合（時価評価の強制及び低価法の適用の場合を除く）において、その附した時価の総額が取得価額の総額を超えるときは、時価を附したことにより増加した貸借対照表の純資産額
- ② 前項の規定に違反して配当をしたときは、会

表1 公社債株式払込金（年間累計額）

（単位千円）

和暦	国債及び地方債		社債		株式		合計
1915（大正4年）	46,133	23%	95,328	48%	55,631	28%	197,092
1916（大正5年）	222,925	39%	75,011	13%	268,575	47%	566,511
1917（大正6年）	428,101	38%	62,484	6%	642,321	57%	1,132,906
1918（大正7年）	342,366	30%	189,691	17%	615,338	54%	1,147,395
1919（大正8年）	655,219	34%	223,255	12%	1,035,535	54%	1,914,009
1920（大正9年）	639,216	30%	213,236	10%	1,276,033	60%	2,128,485
1921（大正10年）	768,577	52%	277,364	19%	439,644	30%	1,485,585
1922（大正11年）	731,292	50%	289,272	20%	440,612	30%	1,461,176
1923（大正12年）	711,892	52%	340,044	25%	325,994	24%	1,377,930
1924（大正13年）	541,252	39%	535,135	39%	309,367	22%	1,385,754
1925（大正14年）	517,836	36%	588,288	41%	315,651	22%	1,421,775

（勧銀調）

日本の景気動向P125より筆者作成

※比率は、払込金合計に対するものである

社の債権者はこれを返還させることができる。

また、法定準備金について旧商法では、利益配当を行うたびに、資本の4分に1に達するまで、利益の20分の1以上を利益準備金として積立てることになっていた。その後の商法改正によって会社は、利益の処分として支出する金額の10分の1以上を、資本の4分の1に達するまで利益準備金として積み立てることへと改正（改正商法288条）された。大正時代の商法について特筆するような配当にかかる商法の改正は見当たらなかった。したがって、明治からの商法による債権者保護の規定¹⁰が、継続されているのである。

しかし、会社の資金調達については、変化が確認できた。これについて「明治期に制度上の整備が進んだ社債は、大正期に入り企業の資金調達手段としての地位が確立し、起債市場は、急速に拡大した¹¹。」と、指摘している。

このため、大正時代の株式会社の払込金について検証するため以下の公社債株式払込金の推移（表1）を作成した。この資料から、大戦景気であった1915年（大正4年）から1920年（大正9年）

までの間において株式払込金額は、1915年（大正4年）年間累計額55,631千円から1920年（大正9年）1,276,033千円と約23倍の払込金額と増大している。

社債と株式の関係であるが株式1920年（大正9年）からの比率は、社債14.3%（=213,236/213,236+1,276,033）、株式85.7%（=1,276,033/213,236+1,276,033）であったものが、5年後の1925年には、社債65.0%（=588,288/588,288+315,651）、株式35.0%（=315,651/588,288+315,651）と比率が大きく逆転している。

つまり、1920年（大正9年）をさかいに株式発行の資金調達から社債発行への資金調達へと変化した。直接金融から間接金融に移行していったのである。

また、国債と株式の関係について1920年（大正9年）から1921年（大正10年）にかけ大きく変化している。株式について1920年株式払込1,276,033千円から1921年株式払込439,644千円へと前年比34%の払込の減少であった。しかし、国債の払込みについては1920年639,216千円に対し1921年768,577千円と120%の払込みと増加している1921年以降、

10 細井卓『配当政策』森山書店 1955年（昭和33年） P.6

納税引当金を除き残り全額が配当することも可能であるため、これを一部制限して債権者保護を図ったものと考えられる。

11 有沢広巳 監『証券百年史』日本経済新聞社 1978年（昭和53年） P.85

株式の払込金額が国債の払込み金額を超えることはない。資金の流れが安全性のある国債及び社債などの債権へシフトした。

第2節 大正時代の会計

大正時代の会計について、当時の決算書(図3)と企業会計(表2)の推移を以下に示した。大正時代の会計は、1949年(昭和24年)に企業会計制度対策調査会が、発表した企業会計原則の制定まで複式簿記の制度の普及が重要であったことから大きな進展がなかった。そのため1922年(大正11年)の以下の東洋紡績株式会社の決算書を考察する。決算書から貸借対照表、損益計算表、利益配分の順によって作成されている。現代のような貸借対照表の資産、負債、純資産の部のような区分はなく、資産と負債のみの表記である。また、資産や負債について時限の表記がない。つまり、営業循環基準¹²(operating cycle basis)や一年基準¹³(one year rule)の表記がない。

また、株主の持ち分(現代にておいては、株主持ち分とそれ以外を混合している)を表記するような部はない。単純に貸借が一致することが重要であったことがうかがえる。配当については、損益計算書の末尾に連続記載される方法で行われている。また、貸借対照表の区分においても資産および負債の区分のみで現在の純資産の部は、存在していない。つまり、現代の資本金及び繰越利益金は、負債に含まれているのであった。

資本金においては、総額引受主義を採用していたため定款でさだめた資本金の1/4を払い込めば資本金として計上でき会社を設立することができた。そのため、資産には、資産性がないにもか

かわらず払込未済株金として未入金の資本金が計上されていた。実際に当時の決算書では、払込未済株金の金額が長期にわたり記載されている会社を多く他の決算書からも確認できる。このことから決算書の内容や性質よりも貸借の合致の重要性が再度、確認できる。

しかし、このようななかでも大正期における会計制度は、商法によりインフレが進んだ時期もあったため取得原価主義でなく時価以下主義(改正商法26条2項¹⁴)へ改正し利益に対する質を担保する姿勢がうかがわれる。次の昭和13年の原価主義まで改正は、なかった。

大正時代の会計は、明治時代の商法によるもので商法の伝統概念である債権者保護を基軸としている。この債権者保護について配当政策から「株主有限責任制度導入自体が、無限責任に比べて、債権者の負担が重くなるに加えて、高配当性向政策による会社財産の社外流出は、株式会社が倒産した場合の債権者の負担金額を大きくすることとなったのである¹⁵。」と、債権者保護と高配当政策による危険性を指摘している。また、この当時の景気は、大戦景気でインフレが進んでいたことからインフレによる利益を配当可能利益に算入しないことについて議論されていた。

利益について例えば「最近各事業は時局の影響によって巨額の利益を計上するようになり殊に株主配当金の如きは敷割より数十割に及ぶものが頗る多い。政府は、此等の利得の一部を国家に徴収せんが為に本年より戦時利得税法を施行し、二割という高率の課税を為しつつある¹⁶」と、指摘があるように政府もインフレによる利益を課税する方向性であった。

12 武田隆二『最新 財務諸表論 第11版』中央経済社 2009年 P.770

営業取引を通じ現金にはじまり現金に戻る一巡を営業循環として、この営業循環の過程内にあるものを(営業循環項目)を原則として流動資産に属するものとして扱う基準である。

13 武田隆二 同書 P.771

営業循環基準で分類しえなかったすべての項目について1年基準が適用される。1年基準というのは貸借対照日(決算日)の翌日から起算して1年以内に履行期の到来するもの、または、費用化もしくは収益化するものを流動資産・流動負債とし、1年を超えて履行期の到来するもの、または、費用化もしくは収益化するものを固定資産・固定負債とする基準である。

14 改正商法 26条2項 財産目録調整ノ時ニ於ケル価額ヲ越ユルコトヲ得ズ

15 北浦貴士『企業統治と会計行動』東京大学出版会 2014年 P.53

16 開口 健一郎 雑誌『会計』 第四巻 P.44

図3 1922年 東洋紡績株式会社 決算書

															大正十一年五月末																
貸借対照表	払込未済株金	土地	建物	機械器具	什器	増設仮出金	有価証券	受取手形	原料有高	半製品有高	製品及屑者有高	用度品	売掛金	預金及現金	合計	負債	株金	積立金	別途積立金	社債金	支払手形	諸預り金	社員職工預り金	未決算預り金	未払代金	職工保護資金	社員恩給資金	火災海上保険積立金	繰越金	当期利益金	合計
	1	1	9	1	2	3	1	5	9	1	3	1	1	3	1	0	5	2	0	0	4	5	3	1	1	5	4	5	5	1	
損益計算表	収入	屑物売却益金	綿布売却益金	綿糸売却益金	収入利子	雑益金	合計	支出	製造費	事務費	社債利子	固定資産償却金	役員賞与	当期利益金	合計	利益分配	当期利益金	繰越金	内	別途積立金	配当金	社員恩給基金	職工保護資金	後期繰越金							
	7	1	7	8	2	9	9	3	3	8	7	1	5	2	9	0	0	0	1	4	4	0	4	6							
	5	4	5	1	6	3	3	0	9	7	9	0	1	5	7	5	0	0	0	4	5	0	7	7							
	0	5	4	5	0	3	3	0	9	7	9	0	1	5	7	5	0	0	0	4	5	0	7	7							

数値は算用数字及び漢字は現代文字に変換している

出所 『株式年鑑¹⁷⁾』より筆者作成

表2 各種法規の推移 (明治から昭和初期まで)

年	会社法	法人税法	企業会計	社会状況	経済
1887年(明治20年)		所得税法導入(法人税は、存在していない)			
1890年(明治23年)	旧商法の制定				
1894年(明治27年)				日清戦争(1894-1895)	
1899年(明治32年)	商法制定	所得税のうち第一種所得として法人所得に対し課税			
1904年(明治37年)				日露戦争(1904-1905)	
1905年(明治38年)					不況期(1905-1914)
1910年(明治43年)			明治43年 吉田良三日本で初めての会計学の本、『会計学』を発刊、資本負債の区別について言及		
1914年(大正3年)				第一次大戦(1914~1918)	
1915年(大正4年)					大戦景気(1915-1920)
1920年(大正9年)				粉飾決算が、多発	戦後恐慌(1920)
1923年(大正12年)				関東大震災	

17 野村商店調査部 前掲書 1923年(大正12年) P.646

1931年(昭和6年)				満州事変 (1931-1933)	
1937年(昭和12年)				日中戦争 (1937-1941)	
1940年(昭和15年)		所得税法から独立し法人税法導入 (法人税損金不算入に改正)			
1941年(昭和16年)				太平洋戦争 (1941-1945)	
1947年(昭和22年)			黒澤清『会計学』 発刊		
1949年(昭和24年)			企業会計制度対策 調査会が企業会計 原則を公表		
1950年(昭和25年)	商法改正				
	授権資本制度の導入 会社設立時に全部の株式を発行する必要がなくなる。 新株発行が株主総会の特別決議事項から取締役会の決議事項に。 無額面株式制度の導入。				
1962年(昭和37年)	改正 損益法の導入				

出所 以下¹⁸を参考に筆者が作成

第3節 大正時代の株主構成の変化の影響と配当政策

明治の初期の会社における利益の分配については、江戸期から大商家で行われていた三ツ割法がある。三ツ割法とは、毎期の利益を本家（所有者）取り分、積立金、従業員配当に分割する制度である。ただし、実際には、「出資者への配当80%、積立金10%、従業員配当10%程度であった¹⁹。」ものや西洋の会社制度知識に基づいて導入されたものも多かった。

その後、大正期において会社の設立形態においても多様な様相がみられた。それは、以下の会社形態に集約し類別している²⁰。

少数出資者・小資本型－煙草、石鹼、マッチ、

味噌、醤油、陶磁器など

少数出資者・大資本型－鉱業、造船、外国貿易、用達業など（政商主導の業種）

多数出資者・小資本型－養蚕、竹細工、茶業、開墾、耕作など（組合的企業）

多数出資者・大資本型－鉄道、紡績、保険、海運、電灯など（政商主導でない近代産業）

つまり、明治初期にみられた大資本を必要とする政商主導の業種から大正期になると政商以外から大資本を必要とした新興の業種が発生したのであった。また、第一次世界大戦期において株式の一部を公開して、外部資本を求めることが多くなった。これは、政商が主導する傘下企業においても「財

18 吉田良三 『会計学』同文館 1910年（明治43年）
茂木虎雄 『近代会計成立史論』未来社 1969年
高木勝一 『日本所得税発達史』ぎょうせい 2007年（平成19年）
高木泰典 『日本動態論形成史』税務経理協会 2000年（平成12年）
北浦貴士 『企業統治と会計行動』東京大学出版会 2014年

19 西川俊作・阿部武司編 前掲書 P.368

20 高村直助 『会社の誕生』吉川弘文館1996年 P.130

閥家族の蓄積資金だけでは賄えなくなった²¹⁾のである。これらの変化も配当金の支出に影響を与えていると推察される。また、この変化について会社が設備投資を必要になった時点で不足する資金は、外部株主から調達すればよいこととなった。

第4節 大正時代の税制の変遷

大正期における法人税の概観は、所得に対し課税を行われるものの「明治時代の納税義務者、課税物件、税率、賦課、徴収手続き等については、実定法規としての形式を備え、そのかぎりでは租税法律主義の要求を満たしていたが、かんじんの課税標準に（課税所得の計算）に関する具体的な規定がなかったことである²²⁾」を継承しており「所得決定の基礎となる損益の帰属については税法の上では何らの発展も見られなかった²³⁾。」と大正期は、明治時代の租税方法を継承し発展性がなかった。つまり、所得の算定となる損益計算は、現代のような精緻化した所得計算の課税でおこなわれていなかった指摘がある。例えば東洋紡績1918年（大正7年）の損益計算表を確認すると固定資産償却金として上期1,000千円下期2,000千円と記載されておりラウンドの数値から概算での算出がうかがえる。これらの利益を基礎に課税がおこなわれていたのである。

大正時代の税法について確認すると前述の指摘事項を確認できる。しかし、1920年（大正9年）改正では、会社の配当政策にとって大きな影響となる税法改正を確認できた。

また、現代では法人税を損金の額に算入できない（法法38）が、支払基準によるが法人税を損金として計上できた。損金に算入されない法人税が当時の所得税（第1種所得）では、損金の額に算

入されていたこと²⁴⁾は、大きく異なるところである。

ところで、この時期の税制では、1913年（大正2年）、1920（大正9年）、1923年（大正12年）、1926年（大正15年）に所得税の改正（表3参照）が行なわれている。いずれにおいても税率を上げる増税基調であるが、とくに注目すべきは、1920年（大正9年）に所得税法の改正である。その内容は、第一次世界大戦後の（1914年（大正3年）－1918年（大正7年）11月）軍備拡張及び既存の所得税法の不公平を是正するために明治32年に非課税とされた配当所得を個人所得の第3区分に属し総合課税と改正した²⁵⁾。つまり非課税とされた所得が課税となった。その税率も高率なものであった。配当を受け取る側からは、非常に大きな改正であった。税率は、1918年（大正7年）改正で、最低1,000円以下の3%から最高20万円超え30%までの累進課税から最低800円以下0.5%から最高400万円超え36%を課税する21段階の税率による改正が行われている。

配当の支払い側での課税も大きく改正された。1913年（大正2年）及び1918年（大正7年）改正では、1913年（大正2年）以前、2.5%であった法人税率が、6.25%へ改正されさらに1918年（大正7年）改正で7.5%へ増税された。1920年（大正9年）の改正では、甲乙丙の3項目に分け課税されることになった。それは、所得金額が、資本金の10%を超える金額に対し4%を課税する甲（資本金20%を超える場合には、越えた金額に対し20%、同30%を超える金額には、20%を課税する）、法人の留保所得に対して5%－20%を課税する乙、法人の配当所得に対して5%課税する丙と分け、配当金の支払い側の法人においても大増税になった。

21 西川俊作・阿部武司編 前掲書 P.384

22 谷山治雄『日本の税法』東京経済新報社 1966年（昭和41年） P.26。

23 谷山治雄 同書 P.27。

24 中村 継男 雑誌『会計』 第二巻 P.3

「現行税務の取扱としては東氏の所論の如く、法人所得金額計算上当該事業年度の所開に対する所得税金は之れを損金として営業年度の所得金額より控除せずして、現金納付の時に至り始めて其の事業年度の総益金より現金納付額を控除するものなり。」と指摘、当時の税制で法人に対する所得税の損金の規定についての条文はない。

25 配当については、全額を課税標準とせず法人から受ける配当及び賞与の6割を（4割控除）他の個人所得に合算して総合課税とした。

表3 法人税率の推移

年度	法人所得税率	備考
1899年（明治32年）	1000分の25	資本金の10%超が超過所得
1894年（明治27年）非常特別税法	1000分の42.5	
1895年（明治28年）非常特別税法改正		
株主21人以上	1000分の62.5	
その他の法人	1000分の40-125	
1913年（大正2年）所得税法改正		
株主21人以上	1000分の62.5	
その他の法人	1000分の40-130	
1918年（大正7年）所得税法改正		
株主21人以上	1000分の75	
その他の法人	1000分の45-175	
1920年（大正9年）所得税法改正		
資本金の10%超が超過所得		
法人の超過所得	1000分の4-20	
法人の留保所得	1000分の5	
法人の配当所得	1000分の5	
法人の清算所得	1000分の7.5	
1926年（大正15年）所得税法改正		
法人の普通所得	1000分の5	
法人の超過所得	1000分の4-20	
法人の清算所得	1000分の5または、10	

出所 第一法規『DHCコンメンタール所得税法』第一巻 1983年

この時期の所得税の課税回避策として、法人に対する課税が個人に対する課税より低率であったことから保全会社²⁶というものを設立し法人に株式を譲渡し、その株式により発生した配当を保全会社で受け取りその法人で課税するものであった。これらのことを総合的に考察すると租税政策の誘導性があったのではないかと推察できるのである。つまり、今まで配当金の受け手側で非課税の配当所得が、課税とされ、それも総合課税で課税され最高税率36%と高率に課税された。これを回避するため低率な所得の法人課税へ課税されるように誘導させた。

この当時は、法人に対する税率が、低率であったことから法人を設立し課税を回避するための手

法がとられ受け手側課税回避行動の発達がみられる。しかし、法人が、配当金を支払うことによる優位性がないばかりか配当金を支払うことによってさらに5%の税金を課税されることは、配当金を支払うことによる大きな足かせになり、配当金を支払う行為の発展を止めてしまった。とくにこの当時の財閥は、配当金を主たる収入源にしており、株主としての発言権が相応にあった（大正期において「三井・三菱・住友・安田の四大財閥の覇権が確立したのである²⁷。」ことから、巨大な支配網ができその結果、「法人企業の払込資本の30.1%を三井・住友・住友の三大財閥が手中に収めていた²⁸。」）ことを鑑みると配当金を支払うことで、財閥の家とグループ企業の財産を税金によ

26 西川俊作・阿部武司編 前掲書 P.386

保全会社について、「株式などを大量に所有する富裕な家族は、保全会社をつくり、そこに株式などの家産を所有させ、株式配当を保全会社で受け取って、保全会社からの所得の分配を受けるほうが節税となった。」と指摘している。

27 中村隆英『日本経済—その成長と構造』東京大学出版社 1978年 P.112。

28 中村隆英 同書 P.112。

って減らすよりは、法人で課税されて社内に留保するほうが賢明であったと考えられる。

このように、税率構造の変化にともない会社や配当を受け取る株主が、税制によって変容していった重要な時代であった。

第5節 1920年（大正9年）の社会情勢

1920年（大正9年）を論じるには、社会背景を確認しないと正確な配当と税制の判断ができない。当時の世間は、1920年（大正9年）3月の株式暴落、同年4月7日、5月の株式暴落と三次にわたって発生した。これら一連の下げ幅は、「主要株式で56%から82%、主要商品（商品取引、筆者加筆）で55%から75%、すなわち、半値以下に惨落したのであって、はなはだしきは、五分一以下に崩落したのもあった²⁹。」と、株式市場は、惨憺たる状況であった。この短期間の暴落には、最近のリーマンショックによる下落2008年9月12日、日経平均12,214円から2008年10月27日、日経平均7,162円下落率41%と比較しても相当な下落であった。

この状況のなか会社は、決算書について「表面を粉飾し、事業の大きな傷を内攻させた。すなわち、無理なヤリクリ算段を続けて、欠損は益々膨大となり、その尻は銀行の不良貸出の累増となって秘匿された³⁰。」と、粉飾決算をおこなっていた。

このような状況であり、相当深いものであったので政府の救済措置が行われた³¹。原敬内閣による財政出動がおこなわれ、政府は、財政規模を大戦前9-10億円から、1920年（大正9年）には28.8億円、1929年37.4億円へと大きく拡大させたのであった³²。この政策によって1920年（大正9年）恐慌以後、景気調整対策の役割を果たしていた。

また、政府は、1920年（大正9年）度予算にあたり、新規国防充実計画をたてこれを予算に計上しようとしていた。確定財源が必要になり増税のため税制改正がおこなわれたのである。この税制改正の内容については、前述のとおりである。

つまり、1920年（大正9年）不況を解消しようとするためさらなる増税をおこなったのであった。

第4章 結論

配当率の変化及び配当性向の関係について、2社のサンプルを参照し配当率の変化の時期1920年（大正9年）ごろにあると特定できた。また、租税政策においても株式の配当が、受け手側にとり非課税であったのが課税へ税制改正されたのが大正9年であった。また、法人の税率が低くかつ、支払基準による法人税を損金として計上できたことは、現行税制では、法人税を損金の額としないことからすると、大きく異なるところである。また、法人税率が低かったことから、期末において納税の意識から解放され、利益に集中できたことが、現代の配当性向などを低くしているものと大きく異なることが判明した。

会社のすべての利益を株主へ還元することのみが有用であるといえない。しかし、当該研究から、配当は、一定の率によって支払うことが慣行化してしまっている。もちろん、配当は、株主の承認によって決定するものであるから相互に良い関係が構築できるのであればよいことである。しかし、少数株主が、時代とともに登場すると会社と株主の関係が変化し、配当率が、平均的な率であれば問題のないような環境となっていた。この環境は、配当政策について政策面で多くの影響を与えた。これは、税制をつうじ政府が、会社と株主との関係を規定化させてしまったことである。

とくに資本金の性質が、税制などで誘導されることによって資本的性質から債務的性質へ変化したことである。

本研究は、大正初期から昭和初期までの会社が支出した2社の配当について研究したものである。さらに研究対象期間及び対象会社を多くし精緻化する。最後に今後の日本の配当政策の活性化の一つになることを願い研究を行う予定である。

29 高橋亀吉『我国企業の史的発展』東洋経済新報社 1956年（昭和31年） P.68

30 高橋亀吉 同書 P.69

31 有沢広巳 監『証券百年史』日本経済新聞社 1978年（昭和53年） P.74

32 三和良一『概説日本経済史 近現代』東京大学出版会 2013年 P.107

参考文献

- 青木茂男『近代会計報告論』中央経済社 1965年(昭和40年)
- 有沢広巳 監『証券百年史』日本経済新聞社 1978年(昭和53年)
- 井藤半彌『租税論』千倉書房 1957年(昭和32年)
- 内川菊義『資本剰余金論』中央経済社 1966年(昭和41年)
- 大阪屋商店調査部『株式年鑑』 1915年-1940年(大正4年-昭和15年)
- 大塚久雄ほか『西洋経済史講座』岩波書店 1960年(昭和35年)
- 金子宏『租税法』弘文堂 2015年
- 神田秀樹、武井一浩『新しい株式制度』有斐閣 2002年
- 開口 健一郎 雑誌『会計』 第四巻
- 北浦貴士『企業統治と会計行動』東京大学出版会 2014年
- 黒沢清『会计学』千倉書房 1947年(昭和22年)
- 黒沢清『近代会计学』春秋社 1964年
- 小塚真啓『税法上の配当概念の展開と課題』成文堂 2016年
- 佐藤正雄『現代原価会計論—原価の計算と記帳の仕組み』多賀出版 2001年
- 坂本藤良『日本雇用史(上)』中央経済社 1977年(昭和52年)
- 佐藤孝一『財務諸表通論』同文館 1964年(昭和39年)
- 酒井治郎『資本制度の会計問題』中央経済社 2006年
- 財団法人日本経営史研究所『日本郵船株式会社百年史』日本郵船 1988年(昭和63年)
- 柴川林也『投資決定論』同文館出版 1966年(昭和44年)
- 品川芳宣『法人税性格論の史的考察』税大ジャーナル 7 2008年2月
- 杉山信也『日本経済関係史研究』慶應義塾大学出版会 2017年
- 菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』経済評論社 1971年(昭和46年)
- 租税法学会『戦後税制のダイナミズム』有斐閣 2017年
- 谷山治雄『日本の税法』東京経済新報社 1966年(昭和41年)
- 第一法規『DHC コメンタール所得税法』第一巻 1983年
- 谷山治雄『租税政策論』東京経済新報社 1969年(昭和44年)
- 高村直助『会社の誕生』吉川弘文堂 1996年
- 谷沢弘毅『近代日本の経済発展 上巻』八千代出版 2014年
- 高村直助 編『明治前期の日本経済』日本経済評論社 2004年
- 高木勝一『日本所得税発達史』ぎょうせい 2007年(平成19年)
- 武田隆二『最新 財務諸表論 第11版』中央経済社 2009年
- 高村直助『会社の誕生』吉川弘文館 1996年
- 高橋亀吉『我国企業の史的発展』東洋経済新報社 1956年(昭和31年)
- 千葉準一『英国近代会計制度』中央経済社 1991年(平成3年)
- 千葉準一ほか『会計と会計学の歴史』中央経済社 2012年
- 土屋嵩雄『日本資本主義発達史概説』有斐閣 1937年(昭和12年)
- 東洋経済新報社編纂『日本の景気変動』 1931年(昭和6年)
- 中村隆英『日本経済—その成長と構造』東京大学出版社 1978年
- 成田龍一『大正デモクラシー』岩波書店 2007年
- 中田常男『擬似資本論の理論的展開』未来社 1993年
- 中村 継男 雑誌『会計』 第二巻
日本経済ウオッチ (2016年1月号)
- 日本税務研究センター企業支援税制』日本税務研究センター 2015年(平成27年)
- 日本政策金融公庫『新規開業白書』 2015年
- 日本簿記学会簿記教育研究会『明治以降の簿記書の歴史の研究』2012年 論文
- 西川俊作・阿部武司編『産業化の時代 上』岩波書店 1990年
- 沼田嘉穂『財務諸表論』千倉書房 1941年(昭和16年)
- 馬場克三『株式会社金融論』森山書店 1965年(昭和40年)

久野秀男『日本減価償却生成史の実証研究』学習院大学 1972年3月 論文

久野秀男『会計制度史比較研究』学習院大学 1992年10月 論文

細井卓『配当政策』森山書店 1955年(昭和33年)

『三井事業史 資料編一』三井文庫 1973年

三菱創業百年記念事業委員会『三菱の百年』1970年(昭和45年)

三和良一『概説日本経済史 近現代』東京大学出版会 2012年

三石武古三郎『日本税制民族誌』上田小県資料刊行会 1969年

宮島英明『産業政策と企業統治の経済史』有斐閣 2004年

三和良一『概説日本経済史 近現代』東京大学出版会 2013年

村田直樹『近代イギリス会計史研究』晃洋書房 1995年

村田直樹『鉄道会計発達史論』日本経済新聞社 2001年

有価証券報告書 第115期 キヤノン 2015/11期

吉田寛『公会計の理論—税をコントロールする公会計』東洋経済新報社 2003年

吉田良三『会计学』同文館 1910年(明治43年)

渡辺和夫『戦前における財務諸表体系の変遷』2003年12月 論文